

○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例

平成23年7月8日

条例第15号

改正 平成24年12月21日条例第35号

平成25年10月15日条例第34号

平成26年6月30日条例第16号

平成26年10月14日条例第25号

平成27年10月13日条例第30号

平成28年10月11日条例第27号

平成30年10月10日条例第38号

平成30年12月28日条例第48号

令和元年5月10日条例第1号

令和元年10月11日条例第13号

令和2年3月27日条例第7号

令和3年7月14日条例第29号

令和5年3月27日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、学童クラブの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施するための施設として、学童クラブを設置する。

(名称及び位置)

第3条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

学童クラブ名	位置
江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東3丁目2番地
江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東3丁目11番地
江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ	流山市江戸川台東3丁目11番地
西初石小学校区第1西初石子どもルーム	流山市西初石4丁目347番地
西初石小学校区第2西初石子どもルーム	流山市大畔25番地の1
流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ	流山市加一丁目15番地の2
流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ	流山市加一丁目15番地の2
流山北小学校区第3ちびっこクラブ	流山市加一丁目795番地の1
長崎小学校区ひよどり学童クラブ	流山市長崎2丁目565番地
八木北小学校区第1学童クラブ	流山市美田69番地の420

八木北小学校区第2学童クラブ	流山市美田 69 番地の 420
八木北小学校区第3学童クラブ	流山市美田 208 番地
小山小学校区第1 おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目 5 番地の 3
小山小学校区第2 おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東一丁目 12 番地の 2
小山小学校区第3 おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目 5 番地の 3
小山小学校区第4 おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森東二丁目 5 番地の 3
小山小学校区第5 おおたかの森ルーム	流山市おおたかの森北一丁目 28 番地の 1
南流山小学校区第1 あすなろ学童クラブ	流山市木 487 番地
南流山小学校区第2 あすなろ学童クラブ	流山市木 487 番地
西深井小学校区たんぼぼ学童クラブ	流山市西深井 67 番地の 1
東深井小学校区第1 もりのいえ学童クラブ	流山市東深井 879 番地の 2
東深井小学校区第2 もりのいえ学童クラブ	流山市東深井 879 番地の 2
東深井小学校区第3 もりのいえ学童クラブ	流山市東深井 879 番地の 2
流山小学校区第1 おおぞら学童クラブ	流山市流山 4 丁目 451 番地
流山小学校区第2 おおぞら学童クラブ	流山市流山 4 丁目 410 番地の 2
流山小学校区第3 おおぞら学童クラブ	流山市流山 9 丁目 500 番地の 43
新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	流山市中野久木 339 番地
八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	流山市芝崎 92 番地
鱈ヶ崎小学校区第1 ひまわり学童クラブ	流山市鱈ヶ崎 7 番地の 1
鱈ヶ崎小学校区第2 ひまわり学童クラブ	流山市鱈ヶ崎 7 番地の 1
鱈ヶ崎小学校区第3 ひまわり学童クラブ	流山市鱈ヶ崎 7 番地の 1
東小学校区第1 あずま学童クラブ	流山市名都借 854 番地
東小学校区第2 あずま学童クラブ	流山市名都借 856 番地
向小金小学校区第1 学童クラブ	流山市向小金 3 丁目 149 番地の 1
向小金小学校区第2 学童クラブ	流山市向小金 3 丁目 149 番地の 1
おおたかの森小学校区学童クラブ	流山市おおたかの森西二丁目 13 番地の 1
おおぐろの森小学校区学童クラブ	流山市大畔 316 番地の 1
市野谷小学校区学童クラブ	流山市市野谷 2 8 3 番地
南流山第二小学校区学童クラブ	流山市流山 2 5 3 9 番地の 1

(放課後児童支援員)

第4条 学童クラブに放課後児童支援員（流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第25号）第11条第1項の放課後児童支援員をいう。）を置く。

(開設時間)

第5条 学童クラブを開設する時間は、次のとおりとする。

- (1) 児童の在籍する学校の授業が行われる日 当該授業の終了後から午後6時まで
- (2) 児童の在籍する学校の授業が行われない日 午前8時から午後6時まで
(休日)

第6条 学童クラブの休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(当該休日が日曜日である場合を除く。)
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで(これらの日が日曜日である場合を除く。)

(指定管理者による管理)

第7条 市は、学童クラブの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に学童クラブの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- (2) 次条に規定する入所の許可に関すること。
- (3) 第10条に規定する入所の制限に関すること。
- (4) 第11条に規定する入所許可の取消しに関すること。
- (5) 第12条に規定する保育料の收受及び還付に関すること。
- (6) 第14条に規定する保育料の減免に関すること。
- (7) 学童クラブの施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、必要と認めるときは市長の承認を得て、休日を変更し、又は臨時に休日とすることができる。

3 指定管理者は、必要と認めるときはあらかじめ市長が認める範囲内において、第5条に規定する開設時間以外の時間に学童クラブを開設することができるものとする。

(入所申請)

第9条 児童を学童クラブに入所させようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(入所制限)

第10条 指定管理者は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を許可しないことができる。

- (1) 感染性の疾病を有するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。

(入所許可の取消し)

第 11 条 指定管理者は、第 9 条の許可を受けた者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 児童が放課後児童健全育成事業の対象としての要件に該当しなくなったとき。
- (2) 児童が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(保育料)

第 12 条 保護者は、学童クラブの利用に係る料金（以下「保育料」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

2 保育料の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、保育料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 児童が月の途中に入所し、又は退所した場合における当該月の保育料は、当該入所し、又は退所した月の当該児童の第 5 条に規定する開設時間に係る保育料について、当該月に当該児童が学童クラブの利用が可能であった日数（25 日を超えるときは 25 日とする。）を 25 で除した数を当該保育料に乗じて得た金額（当該金額に 10 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額）とする。この場合において、既に当該額を超えて納入された当該月分の保育料があるときは、指定管理者は、その差額を還付しなければならない。

(保育料の納入期限)

第 13 条 保護者は、児童が入所した日の属する月から退所した日の属する月までの各月の第 5 条に規定する開設時間に係る保育料を毎月 25 日（入所した日が当該入所した日の属する月の 25 日後であるときは、当該月の翌月の 25 日とし、これらの日が第 6 条に規定する学童クラブの休日（以下「休日」という。）に当たる場合にあっては、これらの日後において最も近い休日でない日）までに納入しなければならない。

2 保護者は、第 8 条第 3 項の規定により開設する時間に係る保育料を当該開設した月の翌月の 25 日（その日が休日に当たる場合にあっては、その日後において最も近い休日でない日）までに納入しなければならない。

(保育料の減免)

第 14 条 指定管理者は、保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を当該保護者が納入すべき保育料の額に乗じて得た額を当該保護者が納入すべき保育料から減額し、又は当該保育料の納入を免除するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による被保護世帯 100 分の 100
- (2) 世帯に属する者の全てが前年度分の市区町村民税が非課税の世帯 100 分の 100
- (3) 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市区町村民税のうち均等割のみの課税世帯（前 2 号に掲げる世帯を除く。） 100 分の 60
- (4) 世帯に属する者の全てが前年分の所得税が非課税の世帯であって、かつ、前年度分の市区町村民税のうち所得割の税額（本市の市民税の所得割の税率と異なる率で算定されて

いる場合は、本市の所得割の税率により算定した額)が5,000円未満である世帯(第1号及び第2号に掲げる世帯を除く。) 100分の30

(5) その他市長が必要と認める世帯 市長が必要と認める割合

2 前項の規定により、保育料の減免を受けようとする保護者は、指定管理者に申請しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成24年12月21日条例第35号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月15日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例(江戸川台第1学童クラブ、江戸川台第2学童クラブ、江戸川台第3学童クラブ、第1おおたかの森ルーム及び第2おおたかの森ルームに係る部分に限る。)に基づく学童クラブへの入所等のための申請、許可その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成26年6月30日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)に基づく学童クラブ(向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ及びおおたかの森小学校区学童クラブに限る。以下同じ。)に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日

前においても行うことができる。

附 則（平成 26 年 10 月 14 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 13 日条例第 30 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（ひまわり第 1 学童クラブ及びひまわり第 2 学童クラブに限る。以下同じ。）に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日条例第 27 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブ（第 3 おおたかの森ルーム、第 4 おおたかの森ルーム、第 1 おおぞら学童及び第 2 おおぞら学童に限る。以下同じ。）に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 30 年 10 月 10 日条例第 38 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日条例第 48 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 3 条の改正規定（「

東小学校区あずま学童クラブ	流山市名都借 854 番地
---------------	---------------

」を「

鱒ヶ崎小学校区第 3 ひまわり学童クラブ	流山市鱒ヶ崎 7 番地の 1
----------------------	----------------

東小学校区第 1 あずま学童クラブ	流山市名都借 854 番地
-------------------	---------------

東小学校区第 2 あずま学童クラブ	流山市名都借 856 番地
-------------------	---------------

」に改める改正規定に限る。）平成 31 年 7 月 1 日

（2）次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年 5 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、令和元年 5 月 11 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 11 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年3月27日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和3年7月14日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和5年3月27日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく学童クラブに係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が学童クラブの管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の条例に基づく学童クラブの入所等のための申請、許可その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第 12 条関係）

区分		保育料の額
第 5 条に規定する開設時間	児童 1 人当たり	月額 9,500 円
第 8 条第 3 項の規定により開設する時間	児童 1 人当たり	1 時間につき 100 円